ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務実施計画

平成12年3月

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

1992年以来紛争が続いていたボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては、1995年12月にボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける和平のための一般的枠組協定が締結されたことにより紛争が終結しており、本年4月にスルプスカ共和国及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の市町村の議会の議員の選挙の実施が予定されている。

この選挙については、欧州安全保障・協力機構(以下「OSCE」という。)の下に設立されたOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッション(以下「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッション」という。)により行われる国際的な選挙監視活動により、公正に実施されるよう監視及び管理が行われることとされている。

このための要員の派遣について、OSCEから我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、OSCEにより行われる国際的な選挙監視活動に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野及び我が国のボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年 法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第2号の2に 規定する受入れ国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停 止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意という点に関しては、現 状においては、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッションについてそれ らが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定 する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意も得ら れている。

- 2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務の実施に関する事項
 - (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
 - ア 国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力 業務
 - イ アに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの 業務に従事するボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊との間 の連絡調整に係る国際平和協力業務
 - (2) 派遣先国 ボスニア・ヘルツェゴヴィナとする。
 - (3) 国際平和協力業務を行うべき期間 平成12年3月27日から同年4月20日までの間
 - (4) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備
 - ア 規模及び構成
 - (ア)(1)アに掲げる業務に従事する者
 - (1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 11名
 - (イ)(1)イに掲げる業務に従事する者
 - (1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有す

- る者 6名

(ウ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。) は、(イ) に掲 げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部 長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

- (5) 関係行政機関の協力に関する重要事項
 - ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊に派遣するものとする。
 - イ 本部長は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の隊員の 採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人 材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要 な協力を行うものとする。
 - ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。
 - エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を 行うものとする。
 - オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理 換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生 じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。